

令和6年4月9日

入札参加資格者各位

富山市長 藤井 裕久
(公印省略)

富山市発注工事の前金払の特例措置の継続について (案内)

地方自治法施行規則の改正に伴い、地方公共団体発注工事に係る前払金の使途が拡大されたことを受け、平成28年度から令和5年度までの本市発注工事に關し、前払金の使途を拡大する特例措置を適用してきたところですが、令和6年度もこの措置を継続し、次のとおり運用しますので、お知らせします。

記

1 適用対象

平成28年4月1日から令和7年3月31日までに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるもの。

2 特例措置の内容

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち、当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に前払金の100分の25までを充てることのできるものとします。

3 特例措置の適用に係る手続き

令和6年4月16日以降に開札するものは、特例措置に対応した契約約款を添付します。

既に契約済みの工事について特例措置の適用を希望する場合は、富山市役所契約課にご相談ください。

(担当) 財務部 契約課 工事契約係
電話 076-443-2025